

日本では福島原発事故後「健康を享受する権利」が侵害されている。国連人権理事会で五月、被災状況を調査した健康問題に関する報告があった。放射線量の避難基準を厳格にすることなどを求めたものだが、日本政府は「事実誤認もある」などと激しく反発、勧告に従う姿勢を示していない。「人権を軽視している」との批判が高まっている。

(林啓太)

原発事故 国連人権理報告書

「除染はなかなか進まない。国や県が公表する放射線量の数値は信用できない。不安は拭えない」

五月二十七日にスイス・ジュネーブで開かれた国連人権理事会で、福島原発事故後の健康問題に

関する調査の報告があった。特別報告者、アナンド・グローバー氏の報告明会。説明を聞いた小学五年の長女と小学一年の次女を通わせる主婦(三〇)がつぶやいた。県側は「甲状腺のガンが増加する」とは考えにくい」と説明したが、この主婦は「甲状腺被ばくを予防しているのか、今、何が正しいのか、正確な情報を知りたい」と訴えた。県は県民の健康影響調査を実施しているが、不安感は消えていないと指摘。

健康である権利 侵害

特に子どもの健康影響については、甲状腺がん以外の病変が起る可能性を視野に、「甲状腺の検査だけに限らず、血液や尿の検査を含めて全ての健康影響の調査に拡大すべきだ」と求めた。

日本政府が福島の避難基準について一年間に浴びる被ばく線量を二〇ミリシーベルト以下とし、科学的な証拠に

現地調査で被災者から聞き取りをするアナンド・グローバー氏(左)とヒューマンライツ・ナウの代表者(右)。



基づき、年間一ミリシーベルト未満に抑えるべきだ」と指摘。「健康を享受する権利」を守るという考えからは、年間一ミリシーベルト以上の被ばくは許されないとした。汚染地域の除染については、年間一ミリシーベルト未満の基準を達成するための時期を明示した計画を早期に策定するよう勧告した。

人権理事会は、世界各

子ども対象「尿や血液も検査を」

国の人権侵害の調査、改善に取り組んでおり、人権に関する各種委員会の上部に位置する。健康問題の調査は、拷問、貧困など特定の課題について人権状況を調べる「テーマ別手続」の一環で行われた。

特別報告者に任命されたグローバー氏はインド出身の弁護士だ。昨年十一月に来日し、約二週間にわたり現地調査などを行った。「原発作業員の話も聞きたい」と要望し、今はホームレスとなった元作業員がいる公園にも足を運んだという。

人権理事会の報告について、青山学院大の申恵丰教授(国際人権法)は「テーマ別手続」は、特定の国の人権状況を調べる「国別手続」と比べて政治的な影響を受けにくい。信頼性が高く、勧告には重みがある」と指摘する。「法的な拘束力はないが、当事国は指摘を誠実に受け止め、人権状況の改善に生かすことが求められる」。国連社会権規約委員会も勧告に従うよう求めている。

甘い年間被ばく基準
遅い情報公開